

寄書

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理 SWG

平成 15 年 7 月 3 日

(株)長野県協同電算

DSL 作業班と 5 社事業者間合意、情報通信審議会分科会答申を踏まえた

弊社の今後の方針についての表明（参考）

1) 弊社では、総務省DSL作業班とその後の事業者間協議での合意に従い、当分の間、以下に記載した方式のDSL機器を使用する予定である。尚、本寄書に記載する距離はすべてNTT線路情報開示システムで得たケーブル損失値に基づき、換算して求めるものとする。

1.1) 使用するDSL機器の方式と本寄書での呼称（括弧内。商品名ではない。）

ReachDSL2.0	(以下、「リーチ」と呼ぶ)
CAP方式のADSL	(以下、「8M」と呼ぶ)
AnnexA@G.992.1に準拠するFDM方式のADSL	(以下、「10M」と呼ぶ)
AnnexA@G.992.1に準拠するOL方式のADSL	(以下、「12M」と呼ぶ)
AnnexA@G.992.5に準拠するOL方式のADSL	(以下、「24M」と呼ぶ)

1.2) 距離制限のない条件下で使用する方式

リーチ、8M、10M、12Mを距離制限のない条件下で使用する。

ただし、4.5Km～5kmで弊社12Mと同一カッド内に他事業者（該当する全事業者）のAnnexC@G.992.1に準拠するDBM方式のADSL回線が収容されている場合、その事業者から上り伝送速度が200kbps以下になったとの申告があった場面では、事後対策の結果報告をしていただくことを前提に、使用するDSL機器を弊社費用負担でリーチ、8M、10Mに変更する。あるいは、弊社費用負担で収容替えを行う。

3.0km～5kmでAnnexC@G.992.1に準拠するFBM方式のADSL回線が弊社12Mと同一カッド内に収容されている場合も同様とする。

なお、この事後対策のより具体的な内容に関しては、該当事業者間協議で決定することとする。

1.3) 距離制限のある条件下で使用する方式

24MのAnnexA@G.992.5に準拠するOL方式のADSLは、アマチュア無線対策用ノッチ挿入を前提とし、今後TTCで決定されるスペクトル適合性計算により定められた距離以内で使用する。ただし、事業者間協議の覚書(1-3)に「ダブルスペクトラム方式についての緩和値については今後の検討課題とする」とあるとおり、今後の議論でデルタ概念の導入により制限距離を変更する場合にはその距離内での使用とする。

1.4) NTTデータベースへの登録

各回線で利用する方式はひとつとだけとする。NTTデータベースにはサービス開始時点で採用するひとつの方式だけを登録する。途中で方式に変更が生じた場合には登録内容も変更する。

2) ダブルスペクトラムの速度表示に関する合意事項遵守提案

5事業者間協議で、「エンドユーザへの混乱を避けるために、速度表示の適正化を目指して事業者間で調整を行う」という合意事項があるにもかかわらず、ダブルスペクトラムサービスに関して依然として理論上の最高値表示が散見されるので、表示方法の再考を提案する。

また、エンドユーザのメニュー選択に誤解を与えないためにも、使用する方式名表示と、距離・線路損失別の接続速度分布状況を公開することを提案する。

以上

連絡先：(株)長野県協同電算
ネットワーク部
佐藤千明
TEL: 026-225-8162
FAX: 026-225-8167
Mail : cs@nkd.nn-ja.or.jp